

## 悪質な不用品回収業者に注意！

引越などを利用して不用品回収業者とのトラブルが、多く寄せられています。

**相談** ワンルームマンションを退去することになり、ネットで見つけた不用品回収業者に、「ベッド・本棚など家具類と、冷蔵庫・洗濯機を処分したい」と電話をした。「5万円パックでできます。買い取りもしますので、お安くなるかもしれません」と言われ依頼した。退去日の正午に来てもらう約束だったが、4時間遅れの夕方に来た。業者は荷物を見て「これは買い取りできない。処分費が別途必要になる」と言い、作業後42万円を請求された。退去日だったこともあり、言われるままクレジツトカードで支払ってしまった。ゴミの処分も追加で頼んだが、あまりにも高いので明細書を欲しいと伝えただけで送ってこない。

センターから業者に確認すると「不用品は聞いていたよりも、だいぶ多かった」と主張しました。明細書の発行を求め、届いた明細書を確認すると(2トン

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

トラック2台40万円・追加作業代2万円)と書かれていました。相談者は、積み込みに立ち会っていないかつたため、トラックの台数や積み込んだ不用品の量を確認していませんでした。不用品の詳細を確認しようと業者に電話を掛けましたが、連絡が取れなくなっていました。

家庭の廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要で、「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。事例の業者は「古物商許可」のみ所得している業者のため、本来、回収はできません。

その他にも「無料回収と言っていたのに、積み込んだ後、高額な請求をされた」「回収処分を依頼した不用品が空地に不法投棄されていた」などのトラブルもあります。回収業者を利用する場合は、許可を受けた業者か確認し、日程に余裕を持って、複数の業者から見積もりを取りましょう。

## 健康相談



池田市医師会  
<http://www.ikeda-osaka-med.jp/>

**Q** 指定感染症について教えてください。

**A**

感染症は感染症法により危険度が高い順に「A」類～「E」類、さらに「F」類に分類されます。現在流行している新型コロナウイルス感染症は、令和2年12月末現在は指定感染症に分類されています。指定感染症とは現行の感染症法に分類されていない感染症が発生した場合に期限付き(通常は1年、さらに1年の延長可)で政令により指定されるもので、A類～C類感染症での対応から必要な項目を選択して試行され、最終的には「D」類のいずれかに分類されます。

感染が確認された場合は全例届け出が必要で、入院や宿泊施設での隔離などを強制することが可能です。おおむねは二類感染症の扱いに基づいていますが、無症状感染者に対しても同様の措置が取られる事や外出自粛を要請できるなど一

部一類感染症以上の対応も加わっています。ここ最近では重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)などが一時的に指定感染症に指定されましたが、現在は二類感染症に分類されています。

指定感染症に基づく措置が発動されて約1年間が経過しますが、経済や医療に深刻なダメージをもたらしました。新型コロナウイルス感染症を指定感染症から外して、季節性インフルエンザと同じ五類感染症にしてはどうかという議論もありますが、慎重論も多くあります。この1年で中等症以上の例での治療方法が分かってきたことなど進歩が見られますが、まだまだ未知の部分が多く、致死率を含めた予後などの疫学もまだ十分に分かりません。また予防法(ワクチン)には光が見えてきたようですが、一般診療で使用できる治療薬が無いなど感染症分類を緩めるにはまだハードルが多くあるようです。感染拡大防止と経済維持の両立が望まれますが、今年が良い着地点が見いだされることを期待したいものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の指定感染症指定期限は1月31日までです。この広報誌が発行される頃にはすでに何らかの変更や議論がなされているかもしれません。

池田市医師会